

第2章 公害紛争処理制度の利用の促進等のための取組

1 平成21年度の主な取組

(1) 現地期日の開催

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあつては都道府県知事。以下、本章において「審査会等」という。）が設置されている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（公害紛争処理法第42条の12、第42条の27）を行うこととされている。

事件の管轄が公害等調整委員会に専属する裁定事件について、その審問期日は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしている。これに対し、東京から離れたところに在住する者等からは、期日の出頭に要する移動の負担の軽減等、制度利用に係る利便性の向上が求められていた。

このため、公害等調整委員会では、制度利用に係る利便性の向上を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めることとし、平成21年度に現地で期日を開催するための経費を新規に措置するとともに、平成21年5月には、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）について、裁定事件の公害等調整委員会の審問廷以外での審問の開催の要件について、「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和する改正を行った。

平成21年度における裁定事件に関する現地期日（東京の審問廷等以外の場所で開催された期日をいう。以下同じ。）の開催状況は以下のとおりとなっている。その他、調停事件についても、現地期日を2回開催している。

表3 平成21年度における裁定事件に関する現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成21年4月	熊本県八代市	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	進行協議期日
平成21年4月	高知県高知市	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	第5回審問期日
平成21年6月	和歌山県 和歌山市	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	第8回審問期日
平成21年12月	広島県三原市	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第1回審問期日
平成22年1月	茨城県神栖市	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	証拠調べ期日
平成22年2月	福岡県 北九州市	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	第2回審問期日

開催年月	場所	事件名	備考
平成22年3月	兵庫県姫路市	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成22年3月	茨城県神栖市	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	第2回審問期日

(資料) 公害等調整委員会事務局

(2) 事件調査の充実

公害紛争処理制度は、裁判所における司法的解決（民事裁判）では、①被害者にとって、原因と被害発生との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、②訴訟に多額の費用を要すること、③手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界があったこと等を踏まえ、整備が図られた制度である。このため、例えば公害等調整委員会が行う裁定の手続の中では、裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は公害等調整委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができることとされている（公害紛争処理法第42条の18）。

近年、土壌汚染問題、化学物質問題や低周波音問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難であり、また、因果関係の有無が主要な争点となっている紛争が増加しており、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るためには、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが有効となる場合がある。

公害等調整委員会では、紛争解決に必要となる調査を迅速かつ適切に実施するため、平成21年度予算においては、前年度までと比較して、事件調査のための経費が大幅に増額された。公害等調整委員会では、今後とも、適時適切な調査を一層充実させていくことにより、迅速かつ適正な事件の処理に努めていくこととしている。

(3) 国際的な取組

ア 韓国の中央環境紛争調整委員会との交流

平成21年6月、大韓民国の中央環境紛争調整委員会の委員長、事務局長等の来訪を受けた。双方の公害紛争処理の制度や近年の処理事例等について意見交換等を行い、両国やその他の国も含めた公害紛争処理制度の更なる発展に資するため、今後とも、交流を進めていくことの意義について確認した。

イ インドネシア政府に対する公害苦情処理講習会

公害等調整委員会は、インドネシア共和国の依頼に応じ、同国の中央政府及び地方公共団体の環境行政官らを対象として、独立行政法人国際協力機構（JICA）が開催した「地方政府における公害苦情処理と公害紛争解決」と題するテレビ電話による講習会に、平成21年10月、事務局次長等を派遣した。本講習会は、平成21年3月にインドネシアに審査官等を派遣し、同国環境省等と共催した環境紛争に関するセミナーのフォローアップとして開催されたものである。

講習会では、日本の地方公共団体の公害苦情処理の知見を提供し、インドネシアの地方公共団体の公害苦情対応能力の強化・改善を図ることを目的として、公害苦情処理に関する講演やディスカッション、質疑応答等が行われた。

この結果、インドネシア側から日本での更なる研修受講の意向が伝えられた。

ウ ベトナムの環境裁判・法執行に関するワークショップ

公害等調整委員会は、ベトナム社会主義共和国における環境紛争処理に関する組織、制度とその運用・執行状況の把握及び我が国の組織、制度等の情報提供の一環として、同国天然資源環境省とJICAとともに、ハノイ及びホーチミンで、同国の中央政府及び地方公共団体の環境行政官らを対象とした「ベトナムの環境裁判・法執行に関するワークショップ」を開催するため、平成22年3月、同国に審査官等を派遣した。

併せて、ベトナムの公害事情や環境問題、それに対する法制度やその運用・執行等について、官民の関係機関等と意見交換を行った。

この結果、各機関から、今後のより一層緊密な交流と知見提供等の協力を求められた。

(4) 広報活動への取組

公害等調整委員会では、従来から各種の広報媒体を活用し、公害紛争処理制度の一層の周知を図るとともに、公害等調整委員会が行っている活動等について広く紹介するための広報を実施しているが、平成21年度においては、更に次のような広報を実施した。

ア パンフレットの改訂

平成22年3月、公害等調整委員会のパンフレットを改訂し、公害苦情処理件数等の数値等を最新のものに改めた。

イ リーフレットの作成

平成21年4月、従来のリーフレットを全面的に見直し、「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」と題し、公害の例、公害苦情相談と公害紛争処理の特徴、調停と裁定の流れを紹介したリーフレットを15万部作成し、都道府県・市区町村等の公害苦情相談窓口へ配布したほか、全国の弁護士会、法務局の人権相談窓口、日本司法支援センター（愛称「法テラス」）の法律相談窓口等に配布した。

ウ 広報誌「総務省」、総務省メールマガジン

総務省広報室が発行している「広報誌『総務省』」6月号において、特集「公害紛争処理制度を知っていますか？」を掲載し、公害紛争処理の仕組みやその流れについて紹介を行った。

また、平成21年8月には、総務省メールマガジンの「政策ミニ講座」に「平成20年度公害等調整委員会年次報告」の概要を全5回にわたり掲載し、公害等調整委員会における平成20年度の公害紛争等の処理状況や当委員会の主な取組について紹介を行ったほか、12月には、「平成20年度公害苦情調査結果」について、同様の紹介を行った。

エ 政府広報を活用した広報

内閣府政府広報室の協力を得て、平成21年7月にテレビ番組を、また、12月にはラジオ番組を放送したほか、平成20年度に引き続き、政府インターネットテレビにより、公害紛争処理制度の紹介をしている。

オ その他

日本弁護士連合会、各弁護士会、法テラス等に情報提供のほか、意見交換を行っている。また、公害紛争処理法上、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し、原因裁定を囑託することができることとされてお

り（公害紛争処理法第42条の32）、裁判所に情報提供を行っている。

2 都道府県公害審査会等との連携

公害等調整委員会は、公害紛争処理制度の円滑な運営のため、審査会等との相互の情報交換、連絡協議等に努めて、公害紛争処理の迅速かつ適正な処理を図っている。また、地方公共団体における公害苦情の適切な処理を促進するため、公害苦情相談件数、苦情処理の実態等を把握するための調査を実施し、公害苦情相談研究会等を開催するとともに、地方公共団体に対する情報・資料提供に努めている。

特に、公害紛争処理の円滑な運営を図るためには、公害等調整委員会と審査会等との連携が必要であるが、近年の公害紛争の態様の変化、多様化に対応するため、公害等調整委員会は、公害問題についての不断の調査研究を行い、多数の公害紛争事例を分析・検討して、審査会等との各種会議を開催し、情報・資料の提供を行っている。公害等調整委員会と審査会等が、公害紛争処理に関する共通の問題について、積極的に情報及び意見を交換し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために、欠かすことのできない活動の重点である。

公害紛争の処理は、事件の管轄に応じて公害等調整委員会及び審査会等により分掌されており、審査会等は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄することとされている（公害紛争処理法第24条第2項）。

このため、紛争処理に当たって以下の手続が相当とされる事案については、公害等調整委員会と審査会等が相互に連絡・協議等を行うことにより、円滑な処理を図っている。

(1) 移送

公害等調整委員会又は審査会等は、その管轄に属さない事件については処理することができないことから、当該事件は管轄を有する審査会等又は公害等調整委員会に移送しなければならない（公害紛争処理法第25条）。移送に当たっては、移送先の機関へ当事者が提出したすべての文書、物件等を送付することとされており、当事者は再度手続をやり直す必要はない。

(2) 引継ぎ

管轄の規定に対する例外として、調停に係る事件について、相当と認める理由がある場合には、当事者の同意を得、引き継ごうとする先の機関と協議した上で、審査会等若しくは都道府県連合公害審査会から公害等調整委員会へ、又は公害等調整委員会から審査会等へ、それぞれ、事件を引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。引継ぎを相当と認める理由については、当該事件を解決するためにはどの機関で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断した上で、審査会等との協議等の手続を円滑に行うことにより、紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。

これまでに公害等調整委員会は、長野県から引き継いだスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年（調）第17号事件外2件）など9件の事件を引き継ぎ、処理してきた。このスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について、公害等調整委員会が引き継ぐことが相当であると認められた理由は、申請人側は、スパイクタイヤ粉じんが健康等に重大な影響があるとして、当初、長野県内でのスパイクタイヤの販売停止のみを

求めていたが、その後、この事件の解決にはスパイクタイヤの製造そのものを中止すべきであるとの意見が出され、検討の結果、スパイクタイヤの製造・販売停止という問題は全国的、広域的見地から解決する必要があるということであった。

この件は、公害等調整委員会によって引き継がれた後、4回の調停期日の開催などの手続を経て、昭和63年6月2日の第5回調停期日において調停が成立し、終結に至った。また、この調停成立後の8月に、環境庁長官によってスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針が明らかにされ、その検討が進められた結果、平成2年6月、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）が成立した。また、平成元年には、長野県、北海道それぞれの弁護士等から、スパイクタイヤの使用等の全面禁止を求める調停申請が計2件なされたが、いずれもそれぞれの管轄の審査会等に移送され、その後、平成3年4月1日のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第7条（スパイクタイヤの使用禁止規定）施行の直前に申請が取り下げられ、スパイクタイヤに関する紛争は終結した。このように新たな法律の制定という形で施策への反映がなされたということからも、引継ぎによって公害等調整委員会が本件を処理した意義は大きかったと言える。

(3) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

公害等調整委員会に係属する事件には、審査会等に調停事件として係属した又は現在係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がされたものも見られる。これらの中には、審査会等に調停事件として係属し、終結（調停打ち切り又は調停申請取下げ）した後に、公害等調整委員会に責任裁定申請がされたものや、審査会等に調停事件として係属し、手続を進めていく中で、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との間の因果関係が主な争点で、その解明が困難なことから、積極的な専門的知見の活用などにより、因果関係の存否の事実に限って集中的かつ能率的に審理を行い判断するという原因裁定制度を利用することとして原因裁定の申請がされたものがある。

このような事件について、公害等調整委員会は、裁定申請の受理に関し、当該事件が係属した又は現に係属している審査会等から意見を聴くこととしている（公害紛争処理法第42条の12第3項、第42条の27第2項）。事件については、当該審査会等が最も実情に通じているわけであるし、裁定を行うのが妥当かどうかについての的確な意見を述べることができるわけであるから、事前にその意見を徴することとしたのである。また、その後の手続においても、審査会等との連携によって得られた情報等を基に、調停手続の中で解決ないし解明できなかった点を主要な論点として手続を進めることが可能となる。このようにして、公害等調整委員会と審査会等との連携を通じて、公害紛争処理制度の一体的な運用及び公害紛争の円滑な処理を図っている。

公害等調整委員会では、1(1)のとおり、現地期日の開催の取組を進めていくこととしており、審査会等の調停事件に係る事件が公害等調整委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地での期日を開催するなど、当事者の利便性の向上を図り、それぞれの地域における公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、取組を進めていくこととしている。

以下、平成21年度に公害等調整委員会に係属した事件の中で、審査会等に一度係属し

た後に、当委員会に申請された事件について概説する。

ア 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成18年(セ)第3号事件・平成22年(調)第1号事件)

本件は、平成18年8月17日、埼玉県上尾市住民(申請人)が理・美容院経営会社(被申請人)に対し、被申請人社屋等に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被っているとして、その健康被害等に関して賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に埼玉県公害審査会に調停の申請がされ、1年以上かけて8回の調停期日が重ねられたものの、双方の主張の隔たりが大きかったため調停成立の見込みがないものとして調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請受理の意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日及び1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

(平成18年(ゲ)第1号事件)

本件は、平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人(申請人)の受けた漁業被害は、和歌山県(被申請人)が設置・運営する椿山ダムが、洪水時に濁質を大量に含む放流水を流したことに因る、との原因裁定を求めたものである。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に和歌山県知事に調停の申請がされ、現在も係属している事件であるが、上記調停では、申請人は、被申請人に対しダムの濁水流出水の軽減、損害金の支払等を請求したのに対し、被申請人がダムの放流と漁業被害の因果関係を否認したため、その因果関係を明らかにするために公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、和歌山県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む9回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

ウ 札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第3号事件・平成21年(調)第4号事件)

本件は、平成20年12月24日、北海道札幌市の建設会社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として、申請人の社屋の壁面部分及び敷地に駐車中の車両に鉄粉が刺さり込んで、錆が発生する及び劣化が進行する等の被害は、被申請人が設置管理する鉄道の軌道を通る列車による鉄粉の飛散によるものである、との原因裁定を求めたものである。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に北海道公害審査会に調停の申請がされており、加害行為と被害の発生との因果関係を明らかにするために、調停係属中に公害等調整委員会に原因裁定の申請がされたものである。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理に

ついて特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めた。その後、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとし、平成21年9月、調停が成立し、本事件は終結した。

エ 小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第1号事件)

本件は、平成21年3月9日、愛知県等の住民60人から、愛知県及び独立行政法人都市再生機構を相手方(被申請人)として、土地に廃棄物層による土壌汚染が存在し、不同沈下を現実起こし、今後も起こす可能性があるとして、不法行為等に基づき、地盤改良工事費用等の損害賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に愛知県公害審査会に調停の申請がされ、3回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、平成21年10月、申請人らから裁定申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

オ 三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第4号事件)

本件は、平成21年6月25日、広島県三原市の住民1人から、老人ホーム経営会社と同社建物の所有者を相手方(被申請人)として、申請人が受けている健康被害は、被申請人らが経営又は所有する施設に存する高圧受変電設備等から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものである。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に広島県公害審査会に調停の申請がされ、1回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、広島県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を開催するなど、手続を進めている。

カ 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第8号事件)

本件は、平成21年11月13日、広島県東広島市の住民1人から、自動車部品等製造会社を相手方(被申請人)として、被申請人が操業する工場から発生する騒音により、申請人は睡眠障害などの健康被害が生じたとして、被申請人に対し損害賠償金の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に広島県公害審査会に調停の申請がされ、5回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、広島県公害審査会に対して責任裁定の受理について意見照会を行い、受理につい

て特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めている。

キ 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第14号事件)

本件は、平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民2人から、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社らを相手方(被申請人)として、申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求める申請があった。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に群馬県公害審査会に調停の申請がされ、1回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して原因裁定の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めている。

(4) 会議・講演の開催

公害等調整委員会では、審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し(平成21年度は、6月4日及び5日に第39回協議会を開催)、多様な視点から見た公害紛争処理制度に関する講演や他国の公害紛争処理制度の紹介等、公害紛争に関する情報及び意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図っている。

また、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向等の情報交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施を促進している。平成21年度は、10月中旬から11月中旬にかけて第40回会議を開催し、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等について意見交換を行っている。

また、9月28日から30日にかけて開催した公害苦情相談研究会、10月中旬から11月中旬にかけて開催した公害苦情相談員等ブロック会議において、公害紛争処理制度について情報提供を行っている。

(5) その他

個々の事件の具体的な処理経過、問題点等について整理・分析し、その情報を共有することは、類似の事件を処理する上で参考となり、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理状況の報告を受け、公害等調整委員会における事件の処理状況と合わせて整理及び分析を行い、これらの事件の具体的な処理経過などを審査会等に対して情報提供している。同時に、公害等調整委員会における事件の受付、終結等に関する情報については、本年次報告やホームページ(<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>)による提供も行っている。

審査会等に係属した事件については、年2回「公害紛争処理情報」として冊子に取り

まとめ各審査会等の事務局に配布している。これにより、審査会等は、公害等調整委員会に係属した事案のみならず、他の審査会等に係属した事件についても業務の参考とすることができる。また、公害苦情相談についても、年1回、全国の都道府県及び市区町村の事例を収集した「公害苦情処理事例集」を取りまとめ、各都道府県や市区町村に配布している。

さらに、公害紛争処理制度とその運用に関するQ & Aのホームページ掲載や審査会等における事件処理の進め方等に関する相談への対応によって、審査会等における公害紛争の円滑な処理を支援している。

また、公害等調整委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられる。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や審査会等の調停、公害等調整委員会の裁定等の公害紛争処理手続を中心に、問題の解決のために最も適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携をとることにより、公害問題の円滑な解決に努めている。

表4 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況
(平成22年3月31日現在)
(単位:件)

区分 年度	あ っ せ ん			調 停			仲 裁			裁 定			義 務 履 行 勸 告			計				
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新受付	終結	未済	
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7	
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19	
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72	
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63	
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成																				
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30	
計	3	3		705	703		1	1		113 (39)	85 (24)		5	5			827	797		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成21年度までに546件係属した。
(資料) 公害等調整委員会事務局

表5 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

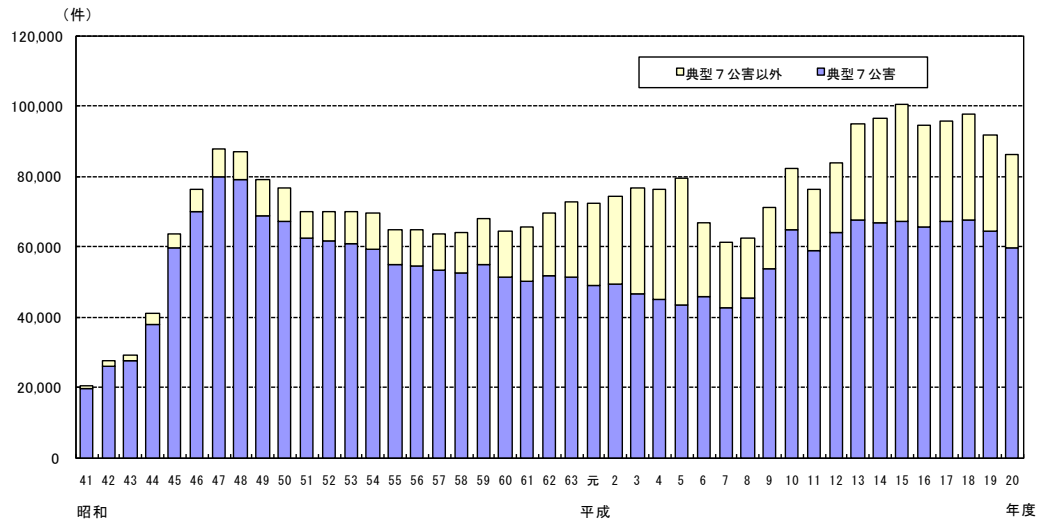
(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	41	0	41	0	0	48	23	16	9	0	38
計	1,247	36	1,193	4	14	1,209	524	516	141	28	

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

図1 公害苦情受付件数の推移



(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成20年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)

表6 公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭和41年度	20,502	-	-	32.3
42	27,588	7,086	34.6	43.5
43	28,970	1,382	5.0	45.7
44	40,854	11,884	41.0	64.4
45	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成20年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)